

葛卷町農業委員会
第37回総会議事録

1 日 時 平成30年6月21日(木) 午後1時30分から午後2時26分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の現状変更届の受理について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第5号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第6号 農地の一時的現状変更完了報告書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策

⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 議事録署名委員

③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長 　　ただ今から第37回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

会　長 　　〔あいさつ〕

ご苦勞様です。

先月の30日、全国農業委員会会長大会が東京で開催されまして、出席してきました。毎年5月には、耕作放棄地解消活動の表彰式があります。今年度は八幡平市が、全国農業会議所の会長賞をいただいております。また、午前中は本県選出の国会議員への要請活動ということで、去年の岩手県農業委員会大会で決議されたものを要請して参りました。

前日に東京へ行ったのですが、ちょうど町議会議員の皆さんが参議院会館で森林環境税の研修会を行っておりまして、夜の会食に声を掛けていただきました。議員の皆さんの他に、鈴木大臣、平野先生、前町農林環境エネルギー課の中村参事などからも出席いただき、おかげ様で大変良い情報交換の機会を設けていただきました。

今期の総会も、今日を含めてあと2回となりました。今日は提出案件も多いようですが、最後までご審議よろしくお願ひいたします。

議　長 　　〔開　会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第37回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中16名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議　長 　　《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番星野委員、4番木戸場委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議　長 　　《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議　長 　　【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議　長 　　《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。
はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
5月24日(木)	第1回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎)	会長/会長職務代理者 事務局長
28日(月)	葛巻町畜産クラスター協議会通常総会 (役場 第4会議室)	会長
	葛巻町農業再生協議会総会 (役場 第4会議室)	会長
30日(水)	本県選出国會議員への要請活動 全国農業委員会会長大会 (東京都 議員会館・文京シビックホール)	会長
	あとつぎ隊農園種まき (町内 田の沢地区)	藤森委員/星野委員/橘 委員/木戸場委員/事務 局長
31日(木)	葛巻町農業者年金協議会役員会 (役場 第2会議室)	会長/事務局2名
6月4日(月)	葛巻町町民憲章推進協議会総会 (総合センター 大集会室)	事務局長
15日(金)	現地確認調査 (町内)	馬場委員/久保委員 事務局2名
18日(月)	葛巻町農業者年金協議会総会 (総合センター 産業経営相談室)	会長/事務局2名

議 長

以上でございます。
以上で説明が終わりました。
ただ今の報告について何かご発言がございましたらどうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終了いたします。

議 長

《日程第4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は、1ページをご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

この案件は●●第●●地割字●●の畑828㎡で、同地区の●●●●さんが経営を廃止するため、同地区の●●●●●さんが牛舎及び堆肥舎、農地の一部を買い受けて新たに酪農経営を始めるものです。このほかの農地等につきましては、この後の議案第3号・農業経営

基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に係る利用権設定、並びに議案第5号・農地法の適用外証明願で関連案件がございますので、お含み置き願います。

それでは申請地の位置図は4ページをご覧ください。農地は●●●●●●●●沿いの譲渡人の牛舎脇にあります。調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。
現地確認結果の報告を14番久保委員に願います。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。
14番 現地確認結果を報告いたします。この案件は売買による所有権移転です。対象農地は譲渡人の牛舎の脇でデントコーンが作付けされております。貸借契約による農地と合わせて一体的に使用される見込みであることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

議長 次に地区担当委員の補足説明について、9番長峯委員に願います。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長峯委員。
9番 現地確認者の報告どおり問題ありません。
議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
議長 よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。
事務局長 議案書は5ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。まず1番の案件でございますが、●●●地区の●●●●●●さんが、宅地と隣接した土地を

所で、現況は道路と一体化していることから、不耕作の状態です。6ページの農地は採草放牧地ですが、必要に応じて敷鉄板で対応し、復元が困難な砂利敷等は行わない計画となっております。

4番の案件は、農地を農業用施設用地に永久転用するための、親子間の使用貸借です。対象農地はこれまでもデントコーンを作付けしておりますが、建設予定地は申請者自ら敷地造成を行うとのことで、耕作しておりません。

なお、対象農地2筆の間に赤線、いわゆる道路が通っておりますが、町に対して道路占用許可申請を行い、許可を得ております。

1番から4番のいずれの案件につきましても、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を、1番の案件は10番森委員にお願いします。

【10番森委員 挙手】

議長 森委員。

10番 はい。現地確認者の説明のとおりでございますが、この土地は●●さんから●●●さんが譲り受けた土地の残りの部分で、他に影響はなく問題はないと思います。

議長 次に、2番の案件の補足説明を6番芳田委員にお願いします。

【6番芳田委員 挙手】

議長 芳田委員。

6番 特に問題はないと思います。

議長 次に、3番の案件の補足説明を13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

13番 特に問題はありません。

議長 次に、4番の案件の補足説明を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議長 橋委員。

5番 はい。周りの施設などに影響はなく、問題ないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第 6》

議 長

次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

この議案の利用権設定に係る20番の案件には12番藤岡委員が、権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、議案説明前に退席していただきます。

それでは、利用権設定に係る1番から19番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は31ページからご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。案件すべてが労力不足若しくは経営を廃止するため貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。

それでは1番の案件、●●第●●地割字●●の畑2筆16,658㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次に2番の案件、●●第●●地割字●●の畑4筆25,046㎡は、同地区の●●●●さんの農地で、岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。3番の案件、●●第●●地割字●●の畑4筆23,947㎡は、●●●●の●●●●さんの農地で、岩手県農業公社に貸し付けるものです。

続きまして4番から39ページの20番までの案件は、すべて基盤法による貸借を行う農地です。それでは4番の案件、●●第●●地割字●●の畑5,811㎡のうち3,000㎡は、同地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんとの利用権再設定です。

次に5番の案件、●●第●●地割字●●の畑2筆15,572㎡は、●●地区の●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●さんとの利用権再設定です。

次のページをご覧ください。6番の案件でございますが、●●第●●地割字●●の田・畑1筆合計15,105㎡は同地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんとの利用権再設定となっております。

次のページをご覧ください。7番の案件、●●第●●地割字●●の畑3筆19,870㎡は、同地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんに改めて貸し付けるものです。なお、以前貸し付けていた●●●●さんとの合意解約につきましては、この後の報告第1号でご説明いたします。

次に8番の案件、●●第●●地割字●●の田2筆3,915㎡は、●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●●●●●さんとの利用権再設定です。

続きまして9番の案件、●●第●●地割字●●の田1,217㎡は、●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●●●地区の●●●●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。10番の案件、●●第●●地割字●●の田・畑9筆合計22,685

- 議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る1番から19番の案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る1番から19番の案件については、原案のとおり決定いたします。
次に、利用権設定に係る20番の案件の審議に入りますので、12番藤岡委員は退席をお願いいたします。
- 議 長 【12番藤岡委員 退席】
それでは、利用権設定に係る20番の案件について、事務局より説明を求めます。
- 議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
議案書は39ページをご覧ください。
20番の案件は、●●第●●地割字●●の畑16,319㎡は、●●●●地区の●●●●●●さんの農地で、●●●●●●地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。
以上でございます。
- 議 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号の利用権設定に係る20番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る20番の案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、利用権設定に係る20番の案件については原案のとおり決定いたします。
12番藤岡委員は、入室してください。
- 議 長 【12番藤岡委員 入室】
それでは議案第3号の所有権移転に係る案件について、事務局より説明を求めます。
- 議 長 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は40ページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。
1番の案件、●●第●地割字●●及び第●地割字●●の田・畑2筆合計8,237㎡は、●●●●地区の●●●●さんの農地です。貸借契約満了による更新は行わず、農地を処分したいとの所有者の意向により、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。
次に2番の案件、●●第●地割字●●の畑203㎡は、●●●●地区の●●●●さんの農地です。1番の案件の農地に出入りするために必要であることから、併せて岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。
続きまして3番の案件、●●第●●地割字●●の田2筆1,895㎡は、これまで相対による貸借を行っていた農地の売買を行うため、先月の総会において●●●●の●●●●さんから岩手県農業公社に所有権移転し、●●●●地区の●●●●さんが売り渡しを受けるもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号の所有権移転に係る案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転に係る案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、所有権移転に係る案件については原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、41ページ及び42ページをご覧ください。
この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。この案件は先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するものです。

1番の案件、●●●地区の●●●●さんの農地25,046㎡について、別添の農地中間管理事業配分計画案一覧表を一枚おめくりいただき、資料No.1の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

次に2番の案件、●●地区の●●●●さんの農地16,658㎡について、別添の資料No.2の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

続きまして3番の案件、●●●の●●●●さんの農地23,947㎡について資料No.3の優先順位検討表に記載されている5名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「議案5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、43ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願が2件提出されております。

まず1番の案件は、●●第●●地割字●●の畑828㎡で、所有者は同地区の●●●●さんでございます。非農地になった事由は、昭和62年ころから農業用施設用地及びロール置場として利用していたということでございます。現地の図面は45ページをご覧ください。当該土地は●●●●●●沿いの所有者の牛舎脇にあります。別添写真①のとおり、格納庫及びロール置場になっております。

43ページにお戻りください。2番の案件は、●●第●●地割字●●の畑1,269㎡で、所有者

は●●地区の●●●●さんでございます。非農地になった事由は、昭和53年ころから耕作していなかったために、山林原野化したということでございます。現地の図面は47ページをご覧ください。当該土地は旧葛巻林業の裏手にあります。別添写真②のとおり山林になっております。

現地確認については6月15日に馬場委員、久保委員とともに調査して参りました。

以上でございます。

議長 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議長 長 久保委員。

14番 現地確認の結果を報告します。

1番の案件は、別添写真①のとおり格納庫及びロール置場となっていることから、農地としての再生は困難であると思われます。

2番の案件は、別添写真②のとおり山林化しており、自生した立木は直径20cm以上の広葉樹も見られることから、耕作放棄の状態が30年以上になるものと推測されます。そのような現状から、今後、農地としての利用は不可能であると思われます。

よって1番及び2番の案件とも農地法の適用外証明は妥当なもの判断しました。

以上です。

議長 長 次に地区担当委員の補足説明について、1番の案件を9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議長 長 長峯委員。

9番 説明どおり問題ございません。

議長 長 次に2番の案件について私から申し上げます。

久保委員から説明があったとおり、山林になっておりますので問題ないと思います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 9 》

議長 次に日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、48ページからご覧ください。

1番の農地は、●●第●●地割字●の畑3筆19,870㎡で、借受人が耕作できなくなったことから、農地中間管理事業を活用して、別の耕作者と契約するために合意解約するものでございます。賃貸人及び賃借人、解約届出日等は記載のとおりです。

次に2番の農地は、●●第●●地割字●の田・畑3筆合計43,389㎡で、1番の農地と同じ借受人であり、耕作できなくなったことから合意解約をするもので、次の耕作者については現在、地域内で調整を行っているようでございます。

次のページをご覧ください。3番の農地は●●第●●地割字●●の畑3筆4,392㎡で、借受人が経営を廃止するため合意解約するもので、貸付人及び借受人、解約届出日等は、記載のとおりです。なお、賃貸人が相続登記を完了してから、農地中間管理事業を活用して同地区の●●●●●さんに貸し付けを予定しているものでございます。

続きまして4番の農地は、●●第●●地割字●●の田5筆8,869㎡で、別の貸借契約と一本化するために合意解約するものです。なお、貸付人を●●●●●相続人代表●●●●●さんに訂正をお願いいたします。借受人及び解約届出日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は50ページをご覧ください。工事進捗状況報告書を2件受理いたしましたので、ご報告いたします。

1番の案件は、●●●●地区の●●●●●さんが今年3月15日に転用許可を受けた分の完了報告で、6月7日に報告書が提出されました。

2番の案件は、●●●●地区の●●●●●さんが昨年9月14日に永久転用の許可を受けた案件の完了報告書を6月11日に受理いたしました。

6月15日に馬場委員、久保委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番馬場委員にお願いいたします。

- 議 長 【2番馬場委員 挙手】
 2 番 馬場委員。
 現地確認の結果を報告いたします。
 1番の案件は、当初計画では駐車場及び祠等の整備ということになっておりましたが、祠は町道を挟んで反対側に再建されており、当該用地には駐車場、並びにバス待合所、ゴミ集積所が整備されておりました。転用後の用途は雑種地ということであり、届出内容は妥当であると判断いたしました。
- 2番の案件は、昨年8月の第27回総会において、農業用施設用地として永久転用することを許可相当と決定したものです。現地はバンカーサイロが完成しており、周囲の農地に支障のない状態で、適切に管理されていることを確認して参りました。
- 以上です。
- 議 長 次に地区担当委員の補足説明を、1番の案件を7番川崎委員にお願いします。
- 議 長 【7番川崎委員 挙手】
 7 番 川崎委員。
 はい。馬場委員から報告があったとおり、工事は順調に進み、完了しておりました。
- 議 長 次に2番の案件について、13番落宰委員にお願いします。
- 議 長 【13番落宰委員 挙手】
 13 番 落宰委員。
 はい。報告のとおり問題ありません。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
- 議 長 【「なし」の声】
 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。
- 議 長 《日程第11》
 次に日程第11「報告第3号 農地の現状変更届の受理について」を議題に供します。
 事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議 長 【事務局長 挙手】
 事務局長。
 議案書は、51ページをご覧ください。
- 事務局長 6月6日に、農地の現状変更届を受理いたしましたのでご報告いたします。
 現状変更主は●●●地区の●●●●さんで、施工業者は●●●の●●●●株式会社でございます。現状変更する土地は、台帳地目は田、現況は転作田の飼料畑になっており、面積3,482㎡のうち1,106㎡を盛土により窪地の地盤を高くしようとするものでございます。
- 6月15日に馬場委員、久保委員とともに現地を確認して参りました。
- 以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。
 現地確認の結果報告を14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議 長
14 番

久保委員。

現地確認の結果を報告いたします。

この案件は、●●●●●●●●●●沿いの農地です。元々は田として利用されていた傾斜のある土地で、道路脇から約1m低くなっております。今回、●●●●●●●●●●のカーブ拡幅工事による残土を利用して盛土を行い、町道に面した箇所を道路と同じ高さにしようとするものです。盛土にあたっては、表土を取り除いてから工事を開始する予定であり、町道に面した農地であることから、周囲に与える影響もほとんど無いと思われま

す。よって、届出内容は妥当と判断いたしました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明を、13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議 長
13 番

落宰委員。

はい。久保委員から説明があったとおり、高くなれば作業もしやすくなると思います。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第12》

議 長

次に日程第12「報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は、55ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたのでご報告いたします。

5月18日、●●地区の●●●●●●●●●●さんからの届け出で、平成22年5月に亡くなられた夫●●●●●●●●●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。田2筆と畑の3筆合計3,840㎡は、水稻及び野菜を作付けするなど適正に管理されております。

なお、受理通知書については、5月28日に送付しております。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第13》

議長 次に日程第13「報告第5号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、56ページをご覧ください。

農地法第6条第1項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。

届出日は6月11日、有限会社●●●●●●から受理しているもので、事業年度は平成29年3月1日から1年間でございます。農地所有適格法人の要件として4つございますが、法人形態としては特例の有限会社、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第5号を終了いたします。

《日程第14》

議長 次に日程第14「報告第6号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は57ページをご覧ください。

今月の一時的現状変更完了報告書は1件です。

有限会社●●●●●●から6月14日に、農地の一時的現状変更完了報告書を受理しましたのでご報告いたします。

この案件は、平成28年8月の台風10号により被害を受けた河川災害復旧工事を行うため現場に隣接する農地の一部を仮設用道路として一時的に使用することから、一時的現状変更届が出されていたもので、6月14日に工事が完了しております。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番馬場委員にお願いします。

【2番馬場委員 挙手】

議長 馬場委員。

2番 現地確認の結果を報告します。

この案件は、平成28年8月の台風被害による河川災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、元のとおり復旧されていることを確認して参りました。

よって、届出内容は妥当と判断しました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明を13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

13番 特に問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第6号を終了いたします。

《日程第15》

議長 次に日程第15「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第37回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年6月28日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____